

アメリカ労組の国家的保健制度要求闘争

アメリカの労働組合運動は一昨年来国家的ヘ ルス・ケア(保健)制度確立を要求する運動に 取り組んできた。今年に入って米議会に立法提 案(複数)も提出され、いまや国政の舞台での 焦点の一つとなりつつある。

アメリカの公的保健制度はきわめて立遅れて おり、いまだに全国民を対象とした国家的保健 制度が存在しない。現存の公的制度としては、 高齢者と障害者だけを対象としたメディケア

(Medicare)とよぶ医療保険と、困窮者にたい する公的扶助の一つとしての医療扶助メディケ イド (Medicaid) があるだけである。保健制度 の主体をなしているのは約1550社の民間保険会 社が運営する健康保険であるが、保険料が高く て低所得層は加入できず、労働組合のある企業 では協約で保険に加入させているが、組合のな い企業の雇主は労務費節約のため保険をかけた がらない。このため現在およそ3700万人のアメ リカ人は健康保険をまったく持たず、他の5000 万人は不十分なヘルス・ケアしか受けていない。

しかも近年、医療費が高騰をつづけ、資本家 がその費用負担を労働者に転嫁しようと攻撃を 強めていることから、ヘルス・ケアをめぐるス トライキ闘争が急増しており、この問題を主因 とするスト参加労働者数は全ストライキ参加人 員のうち89年には78%、90年には55%にのぼっ 小森 良夫

ている。

AFL・CIOのヘルス・ケア10原則

こうした状況の中で、AFL・CIO(アメリカ 労働総同盟・産業別組合会議)は89年11月の第 18回大会において、すべてのアメリカ人に基本 的なヘルス・ケアを保障する法制度の確立をめ ざす全国的運動の展開を決定した。そして90年 2月の執行評議会で、国家的ヘルス・ケア制度 の立法化促進のため、AFL・CIOのヘルス・ケ ア10原則を発表した。その要旨は次のとおり。

(1)普遍性 ヘルス・ケアを年齢、性別、人種、 健康状態、就業、所得にかかわりなくすべての アメリカ人の権利とする。

(2)公的責任 制度が一つの独立した実体とし て運営されることを保障する。

(3)充分さと利用しやすさ ヘルス・ケアが充 分なサービスを保障し、また自己負担料金が利 用を制限しないようなやり方でのサービス供与 を要求する。

(4)包括性 すべてのアメリカ人に包括的なへ ルス・ケア諸給付を一括して保障する。

(5)公正で前進的な資金調達 すべての雇主に、 パートタイマーをふくむ労働者とその扶養家族 のヘルス・ケア諸給付の費用を拠出することを 要求する。連邦と州の財源を見直す。労働者の

拠出は支払能力とリンクさせる。

(6)公平性 失業者、貧困者とその家族にもへ ルス・ケアを充分に受ける機会を保障する。

(7)軽便性 すべてのアメリカ人に、どこで生活しているかにかかわりなく同じ所定の諸給付を一括して受ける機会を保障する。

(8)費用の抑制 ヘルス・ケアの費用の上昇を 抑制するための仕組みの開発を要求する。

(9)質の保証 質の高いサービス供与を促進す る仕組みを開発し、また医療過誤を取扱う公正 でコスト効率のよいシステムを開発する。

(10)官民による運営 制度の全国的な運営基準 を連邦レベルで定める。

秋に入り、AFL・CIOは9月から10月にかけ て全国8カ所で地方公聴会を開き、94人から証 言を聴取した。アメリカにおけるヘルス・ケア の危機的状況と制度改革の必要性を浮き彫りに したこれらの公聴会の記録は、国会に提出され 全議員に配布された。

10月3日には、いくつかの有力な全国労組と 地域運動団体とでつくられた「正義のある仕事

(Jobs With Justice=JWJ)」という名の全国 的共闘組織のイニシアチブで「ヘルス・ケア行 動デー」が組織された。AFL・CIOもこれを支 持し、アメリカ全土約5万カ所でのデモンスト レーションに数百万の労働者と地域活動家が参 加した。

抜本的改革を求める動きと二つの法案

ところで、この全国共闘組織JWJの運動の中 で、AFL・CIOの方針よりも一層抜本的な改革 を求める動きが強まってきた。その政策的中心 目標となったのは、「国家的ヘルス・ケアをめざ す医師の会」(PNHP)が提案した国家的ヘル ス・ケア計画である。この計画は、カナダの制 度をモデルにしており、国と地方の機関が運営 する一元的な公的保険制度をつうじて、全国民 に保健医療サービスを供与し、患者は認定され た医療の代価を請求されないし、一切の自己負 担費用を払わなくてよい、というものである。

議会レベルでも、こうした抜本的改革論を反 映した法案が今年3月、マーティ・ラッサ民主 党下院議員から提出された(Universal Health Care Act of 1991)。この法案によれば、連邦政 府が全国民のための主たる保険引受者(単一支 払人)として、1550社を超える民間保険会社に とって代わる。全国民は平等に保険の適用を受 け、医師を自由に選択でき、患者の医療費自己 負担はなくなる。 「単一支払人」制によって運営 上の浪費は根絶され、大幅な節約が可能となる。 このラッサ法案は下院で20人の第一次共同提案 者を持っており、労働組合では自動車、鉱山、 機械工、電機、通信、衣服繊維など10の有力な 全国単産がすでに支持を表明し、ソシアルワー カー全国協会、国家的ヘルス・ケアをめざす医 師の会、アメリカ消費者連盟、消費者・公民同 盟など各界団体もこれを支持している。

一方、6月に入って、上院多数派のリーダー であるジョージ・ミッチェル議員や同じく民主 党のジェイ・ロックフェラー上院議員らが中心 となって、「ヘルスアメリカHealthAmerica」と 題する立法提案をおこなった。これは、健康保 険未適用の3700万人に保険を持たせることと、 医療費用の抑制を主眼にしたもので、従来どお りの民間保険会社の健康保険と、連邦・州の公 的保険制度(AmeriCare)との併用によって国 民皆保険をめざし、雇主はこの何れかにたいし 費用拠出することになる。しかしこの提案によ れば、労働者は雇主が選択した保険適用を受諾 しなければならず、各種の医療費自己負担も「上 限」を定めるというかたちで労働者に負担させ ることになる。

AFL・CIOの執行評議会の内部でも、ミッチ ェル=ロックフェラー計画とラッサ法案のいず れを支持するかで意見が二つに分かれ、結局 AFL・CIOとしては両法案とも支持するという 立場をとっている。

共和党とブッシュ政権は、民主党議員のいず れの改革案も攻撃しながら現行制度の部分的手 直しで乗切ろうとしているようだ。抜本的改革 を要求する勢力は、共和党、ブッシュ政権や民 主党のトップリーダーらが構想する漸進的、部 分的な改革に対し、「大手術が必要なアメリカの ヘルス・ケア制度にもっとバンドエイド(絆創 膏)を」といっているようなものだと批判して いる。

いずれにしても、いまアメリカ国民の間で現 行制度に対する幻滅と不満が増大し、新しい国 家的保健制度への要求が高まっていることは最 近の一連の世論調査にも示されている。去る6 月3~9日にはJWJが計画した全国的なヘル ス・ケア行動週間が50州のすべてで組織された。 こうした国民的な世論と運動の高まりの中で、 保健制度改革問題は否応なしにアメリカ国内政 治上の大問題となってきており、今後の成行き が注目される。

(会員・国際労働運動研究者)

史上最大の組織合同ラッシュとその背景

― 最近のイギリス労働組合の一断面―

浅見 和彦

●組織構造のイギリス的特質

おなじヨーロッパでもフランスやイタリアな どの大陸諸国の労働運動では、ある時代を代表 するリーダーは労働総同盟、つまり、ナショナ ルセンターの書記長であることが多い。これに たいして、イギリスの場合は労働組合会議 (TUC)の書記長であるよりも、その傘下の巨 大組合の指導者であることが少なくない。そう した巨大組合というのは、今日の全国炭鉱労組 (NUM)か運輸・一般労組(TGWU)ない し、それらの前身にあたる組織であった。

その理由は、大陸諸国では労働組合がいわゆ る産業別組合としてかなり整然と組織され、そ の上に強力なナショナルセンターが存在してき たのにたいし、イギリスは独自な背景をもって いたからであろう。歴史的にみて、三つほど指 摘することができる。一つは炭労(かつては MFGB)は、第一次大戦前後までは、イギリス にとどまらず世界的にみて唯一の産業別組合、 つまり大衆的で組織的に安定した労働組合であ ったこと。第二は、基幹部門でのクラフトユニ オンの伝統が強力であったため、第一次大戦以 前に「産業別」組織化が挫折し、非熟練労働者 は巨大な一般組合に組織されてきたこと。第三 は、TUCがその結成以来半世紀を経過した第一 次大戦前後になって、いいかえれば組織構造の イギリス的特質が定まった後にようやくナショ

ナルセンターらしい態勢を整え、徐々に機能が 展開されたことである。

●史上最大の組織合同ラッシュ

そうした歴史的背景をもつイギリスの労働組 合のなかで、いま巨大な組織変動が生している。 組合の組織合同ラッシュである。1988年頃から はっきりしはじめた今回の組織合同の大波は、 ①1910年代末から20年代前半の革命的な組合合 同運動や、②第二次大戦末から終戦直後の合同、 ③60年代半ばから70年代後半にいたる組織合同 の波につぐ、第四番目のものだが、その規模で は史上最大といっていいだろう。

最初の合同運動は、今日のTGWUと一般・自 治体・ボイラー関連労組(GMB)の二大一般組 合を誕生させることで、この国の組織構造に一 般組合を定着させ、1937年以降、TGWUをイギ リス最大の組織に押し上げることにつながった。 二番目の波は、炭鉱労組の単一化によって NUWを誕生させ、第三の波は主として、そのリ ーダーシップがジャック・ジョーンズ書記長を はじめとした左派へと転換したTGWUが、組織 拡大政策の二つの柱として、未組織の組織化と ならんで組織合同政策を展開し、79年には208万 人というピークを記録したことが典型的である。

〔表〕(44ページ)は、1988年から93年ごろに いたる時期のおもな組織合同計画をしめしてい る。このうち最大のものは、公務・公共部門の 3つの組合が合同するものである。国家・地方 公務員組合(NALGO)は主としてホワイトカラ ーの自治体職員を組織している組合で、一方、 全国公務員労組(NUPE)は自治体の現業労働 者を中心とした組合である。また、保健医療サ ービス労連(COHSE)は全国保健医療サービス (NHS、公営保健医療制度)に従事する労働者 の組織である。したがって、結成される新組合 は、自治体労働者、NHS職員の大産業別組織と なる。組合員数は約160万人となる予定なので、 相互に対等なかたちでの合同としてはイギリス 労働組合運動史上、最大規模のものである。そ の結果、1937年以来、半世紀以上にわたって、 この国で最大の労組であったTGWUを抜いて トップに立つ。

これをはじめ、(表)に記載したおもな合同計 画だけでも実現すれば、合計約400万人の組合員 が合同にかかわることになる。

●その特徴と背景

こうした合同の特徴と背景はなにか。

ひとつは、今回の第四番目の波は、前三回と は大きく異なる特徴がある。これまでは未組織 の組織化が先行するか進展するなかで組織合同 運動が展開されていたのにたいして、今回は組 合員数の劇的な減少ののちに生じていることで ある。サッチャー保守党政権誕生時の1979年の TUC加盟組合の組織人員は1217万2503人であ ったのに、1989年には840万4827人となった。実 に377万人、31%の減である。この背景にあるの は、いうまでもなくサッチャー政権による経済 政策、雇用政策と労使関係政策の影響である。 たしかに、そのような意味では「いまや組織合 同は、労働組合運動の〈生き残り〉にとって決 定的とみなされている」(Labour Research、 1990年6月号)のである。

第二は、公務・公共部門労働者の巨大な産業 別組織への結集である。保守党政権下の公共部 門への攻勢にたいしてNUPEなど公務・公共労 組は共同行動を展開し、たとえばNHSの一部へ の「競争原理」の導入など民営化の動きが進展 したにもかかわらず、製造業のような組合員数 の激減は生まれず――組合によっては一時期は 増加さえみられ――踏みとどまるだけの力をし めした。そのうえで産業別組織への結集を求め、 従来の組織対象の限定や組織競合を解消する方 向を選択した。その点では、たんなる〈生き残 り〉の合同ではない。また、NUPEの組合員の 70%、NALGOの半数がそうであることにしめ されるように、女性労働者の比重のたかまった 組織合同となっている。

●今後への影響

さて、このような組織合同運動の結果や影響 としてなにが指摘できるだろうか。第一は、巨 大組合へ組織労働者が集中する傾向である。

〔表〕の合同計画が完了すれば、TUCに加盟す る10大組合への組合員の集中度は約3分の2か ら、4分の3へと上昇する。また、TUC加盟組 合は1979年時点で109組織あったが、今後数年で 70以下まで減少する見通しである。

第二は、今後も組織合同が進展し続けるだろ う。現在、いくつかの非公式協議が進行中だが、 最大のものは、TGWUと製造・科学・金融労組 MSFとの合同構想で、実現すれば200万人近い 組織人員を擁することになる。後者は、「ホワイ トカラーの運輸・一般労組」と呼ばれるくらい にTGWUとその組織範囲は近いものをもって いる(MSFについては、浅見和彦「ホワイトカ ラー・ジャイアント」『賃金と社会保障』1987年 10月下旬号を参照)。おそらくTGWUの産業別 グループが「工職」を包含した産業別組織とな るだろう。さらにTGWUと1984-85年のストラ イキをたたかったのち組織人員を半減させた NUMとの合同計画が浮上している。

第三に、その結果、組織構造と交渉構造の一 定の合理化がはかられるだろう。公務・公共部 門での組織合同は明らかにそうである。合同交 渉(シングル・テーブル・バーゲニング)もそ

国際・国内動向

うだが、いわゆるシングル・ユニオン・ディー ル(一事業所・一組合協約)を締結しての交渉 も、公共・民間部門をとわず増大するであろう。 この協約のうち、シングル・ステータス(工職 同等処遇)などの部分は、職員層では微妙な反 応があるものの、少なくとも現場労働者のあい だに受容される傾向があることは、これまでの 経験から指摘されている。また、組合サイドも それ自体を一概に否定的にとらえてはいないよ うにみえる。問題は、TUCを除名された電気・ 電子・通信・配管工組合(EETPU)や、右派の 合同機械労組 (AEU) が積極的に認めているよ うな「ストなし条項」を含むものとなるか否か であろう。いずれにしてもシングル・ユニオン・ ディールそのものが組織拡大に有利に働くとい う余地は小さくなる。(経営側が組合不承認とい うケースを除けば、TGWUなどの左派系組合の 承認を避け、右派、とくにEETPUを単独で承認 する事例が近年増加しているのは軽視できない が、同時にこうした右派組合が組織拡大に成功 しているわけではないことも正確にみておく必 要がある。)

第四には、政治潮流とのかかわりにも注目し なければならない。巨大な組織合同計画の主要 組合が、TGWUやNUPE、MSF、NUMなどで あれば、合同をつうじて左派の結集がつよまる ことが予想される。また、GMBはより中間的潮 流を結集するポジションにあると思われるが、 この組合が組織合同や未組織の組織化において、 現在のところ相対的な成功を収めつつあること が注目される。

したがって、こうした組織変動の結果は、労 働党や次期の同党政権の政策にも一定の影響を 与えずにはおかないだろう。

(会員·專修大学專任講師)

— 43 —

表 1988年から92年頃にいたる主要な組合合同、および合同計画

合同する組合	合同年 (予定年)	合同による組合員数の合計
技術・管理・監督職員組合 (TASS)	1988年	製造・科学・金融労組 (MSF)
科学・技術・管理職員組合 (ASTMS)		65万3000人
一般・自治体・ボイラー関連労組(GMBATU)	1989年	一般・自治体・ボイラー関連労組 (GMB)
専門・管理・事務・コンピュータ職員組合 (APEX)		82万3176人
全国公務・公共労組(NUGPS)		- 10 (
公務・公共サービス組合 (CPSA)	1990年	26万1456人
全国鉄道労組(NUR)	1990年	全国鉄道・海員・運輸労組
全国海員組合 (NUS)		(NURMT) 13万1831人
印刷関連労組'82(SOGAT'82)	1990年	印刷・新聞・メディア労組 (GPMU) 30万8229人
全国印刷労組(NGA)		
全国通信労組(NCU)	1990年 (完全な 組織統一 は92年)	na sina ji s
通信労組 (UCW)		
全国靴下・ニットウエア労組(NUHKW)		全国ニットウエア・靴・アパレル 関連労組 (NUKFA) 7 万6623人
全国靴・皮革関連労組(NUFLAT)		
映画・テレビ関連技術者組合(ACTT)	1991年	5 万8470人
放送・芸能同盟 (BETA)		
一般・自治体・ボイラー関連労組(GMB)	1991年	一般・自治体・ボイラー関連労組
全国繊維・被服労組 (NUTGW)		(GMB) 7 万6868人(*NUTGWのみ)
国家・地方公務員組合 (NALGO)	1992- 93年	医糖液酸酶 建山口 公司公司
全国公務員労組(NUPE) 保健医療サービス労連(COHSE)		160万8092人
合 計	·····································	399万1542人

〔注〕Labour Reseach, June 1990/August 1990やJ. Eaton et al., The British Trade Union Directory などによって作表したものである。新組合の名称が記載されていないケースは、組織名称が未 定、ないし筆者が未確認であることを示す。組合員数の合計は、1988年末現在のものが基準になっている。

中小企業研究の現代的動向

-国際中小企業学会に出席して---

永山 利和

1.研究の国際交流の規模と質

国際中小企業学会 (International Small Business Conference)は、1991年6月23日から 26日まで、オーストリーの首府ウィーンで開催 された。参加者は東西南北23ケ国から430人、国 連の2機関からの参加や地元オーストリーの商 工会議所、ウィーン大学中小企業研究所などを ふくめると、1000人をこえる大規模な研究集会 であった。この集会には、[®]Rencontre de St. Galle ⁽ルンコントル・ドゥ・サンガレ、サンガ レの集まりという名称のスイス国際中小企業学 会)を主宰するプライトナー教授やドイツのシ ュミット教授、カイザー博士、ベルギーの陽気 なオルガナイザー・ドンケル教授、イギリスの 論客ギブ教授、カナダのリーダー・アンボワー ズ教授等々、各国の中小企業研究のリーダーが 顔を揃えており、参加者は壮観であった。まさ にオール・キャストというべきメンバーであっ た。

日本の中小企業研究と異なるところはつぎの ような点である。そのひとつは、何よりも中小 企業研究が多角的なアプローチをしていること である。経済学者、経営学者の参加が少なくな いのは当然であるが、そのほかに技術学、マー ケティング、心理学、民族学など領域は広い。 それだけに分科会や討論の間口は広い。ひとつ の問題、たとえば企業家精神をいかに養成する

かということになると、様々な領域から取扱わ れることになる。したがって、議論がはなはだ スレ違いになることも少なくないが、シュンペ ーター流の技術革新論にもとづく論議よりも具 体的な歴史的事実による論議がされたりすると ころに思わぬ興味をそそられることもある。か って、1989年であったが、スイス・アッペンツ ェル州の田舎にあるヴィルト・ハウス(Wild haus) での "Rencontre de St. Galle" へ参加 した折り、カナダのJ.ジェンキンス教授が、 ひとつのアドバイスを与えてくれた。それは、 われわれの大学で研究を開始した日欧下請制の 調査研究について、調査対象にしていたスイ ス・ジュラ州の時計工業における下請関係であ った。スイス時計工業は、スイスのレース工業 とともにフランスに弾圧されたユグノー教徒に よるいわばユグノー教徒独占、ギルド的工業と して展開してきたものである。そして下請制の 主力は、スイスを探しても見当たらないこと、 そして必ずフランスの北サボイア地方をみてお かなければならず、したがって、時計工業の衰 退は、フランスの下請に壊滅的打撃を与えてい ることを指摘していた。ちなみに彼はマーケテ ィングを専攻しているが、同時に民族学、人種 問題の研究家であり、毎年のようにジュラ州に 調査に入っている。ちなみにジュラ山脈は恐ら くヨーロッパの山村のなかでもっとも豊かで、 美しい村落を形成していると思われる地域であ

る。その地域の経済発展についてのアクセスは、 歴史学的、経済学的、経営学的、宗教学的な研 究が可能な地域である。こうした角度は、国内 ではまず得られない問題意識である。国際交流 とは、たんなる懇親を深めるだけにとどまらず、 研究主流の交流により、相互に看過されている 研究角度を明示してくれることが、非常に有効 である。

2.「新カトリシズム」と中小企業家精神

ウィーンの国際中小企業学会での最大のテー マは東欧における政治・経済・社会改革におけ る中小企業の役割についてであった。学会幹事 会もこのテーマを今回の主題にしているとプラ イトナー教授やコーディネイター役のウィーン 大学中小企業研究所のムーグラー教授が明確に 語っていた。とくに旧東ドイツにおける東西ド イツ統合過程の中小企業の動向に関する報告は、 一種の熱気をはらんでいた。

旧西ドイツの国立中産階級研究所のカイザー 教授の報告は興味深かった。第2次大戦終了か ら1972年に到る間の国有化とその過程が東ドイ ツ中小企業というよりも東ドイツにおける「企 業」一般のあり方の模索、さらにほぼ100%国有 化をめざした1972年以降の国有、公有化された 企業群、統一にさいしてこの2つの時期の企業 に関わる処理方式が根本的に異なっていること、 すなわち、72年以前の企業に国有化された企業 は「民営化」(Privatization)、'72年以降国有化 された企業は以前には民間企業であったわけだ から、「再民営化」(reprivatization)である。前 者は日本で普通考えられている東西ドイツ統合 過程による国有企業の民営化である。それにた いして「再民営化」企業においては複雑な問題 をはらむ。ということは、「再民営化」対象とな っている企業においては、まずほぼ20年近くに

なる企業の以前の所有者や所有関係の確定、国 有移換後の「経営」のあり方により、蓄積が進 行した企業と逆に衰退した企業などの差が生じ、 これらをふまえて、いかなる条件において「再 民営化」するか、などが極めて複雑に入り組ん でいる。これらの糸を解きほぐして、新たにス タートラインに立たせなければならない。

さらに、東ドイツの人々が新たに「参入」す るという企業家精神はきわめて旺盛である。あ る意味で「企業家精神」への政策的「自由化」 が、東独型社会主義の崩壊と統合への引き金に なっていたとさえいえる。しかし、この「企業 家精神」がいかなるものであろうか。マックス・ ウェーバーの「プロテスタンティズムの精神」 とは明らかに異なる。何故なら、何よりも今日 の宗教的担い手はプロテスタンティズムではな く、ヴァティカンの法王ピオ12世が選出された 歴史的経過にも象徴されカソリックによるそれ である。ただ、カソリックは、ヤソ会、イエズ ス会とともにプロテスタンティズムに劣らず 「商業主義的」「帝国主義的」な宗教教団的蓄財 をはかってきた。それは蓄財技術への追求意欲 においてプロテスタンティズムとどのように異 なるかといえば、それは重商主義と重農主義ほ どの差はないのかもしれないのである。むしろ、 プロテスタンティズムが工業をとらえていたこ と、カソリックは商業・金融をとらえていたの であって、金融資本の現代的展開はやはりカソ リックの勝利をもたらすものとして表示されて いると考えてよいのかもしれない。カソリシズ ムと金融資本との関係などが問われるべきであ る、というのは、単なる推測ではない。東ベル リンの教会のポスターなどをみれば、その関係 はある程度推測できるのではないだろうか。

3.「企業」経営により経済再建は可能か?

一方、いま東欧ですすんでいるいわゆる経済 改革は、ハンガリーにおいては比較的早くから 進行していた。特に東欧において比較的感度の よい「センサー」を有していたハンガリーでは、 1970年代の前半期に開始されている。80年代に 入り、改革へ傾斜は一層強まり、89年以降には、 むしろ東欧の安定的改革をリードしたのがハン ガリーであったといえよう。この国もなかなか 難しい国である。歴史的には近代だけをみても、 オーストリー・ハンガリー帝国を形成し、親ナ チスドイツ政権へと転換し、しかもその国のユ ダヤ教徒はカソリックに「改宗」をする、とい う複雑な経過をたどる。現在、ユダヤ教会はカ ソリック教会と共に極めて積極的に活動してい る。それは、ハンガリーの自由がユダヤ教の活 動の自由によって本物であることを明らかにし ているかにみえる。外貨政策などをみるかぎり、 経済改革はなかなか厳しいものがあると思われ る。外貨交換条件に関するかぎり、ハンガリー の経済は、少なくとも改革前と何の変化もない といってよい。変わったところは、ヤミ市場の 縮小である。それは対外通貨政策の安定志向が 可能な条件ができたことを示唆するのかといえ ば、それはノーで、むしろインフレーションの 抑制を内外に宣言しているだけだ。

ハンガリーは旧東ドイツの統合よりも早く 「経済調整」を始めている。そのため経済状態 の悪化によって中央計画経済の失敗を早くから 修正しはじめたが、そのひとつの主力が中小企 業の育成であったといえよう。ハンガリーの中 小企業政策をいま論じる猶予はもたないが、こ こでもドイツと同様新規開業は期待通りにはい かないのは、ハンガリーも同じである。ドイツ

と同じくハンガリーにおいても、問題になるの は企業家精神だけにとどまらない。むろん企業 家精神にも、すでにふれたような多くの問題が ある。しかし、さらに今回の東ドイツを含む東 欧諸国経済改革とは、いわゆる「市場経済」化 への歩みを意味している。そのなかで、ドイツ、 ユーゴスラビア、チェコ、ハンガリーなどの諸 国では、まさに戦争直後の日本を思わせるよう な中小企業の新規参入が相次いでいる。しかし、 新規参入の多くは、若年層や婦人が圧倒的に多 く、しかも、参入する部門は小売業やサービス 業であり、その営業形態は都市部における「店 舗なき小売業」や「屋台式の食事供給」などで ある。観光地で見かける土産品の販売や軽食な どの販売は一つの典型である。それは、東欧に おける経済改革が極めて小さな経営の形しかと れず、しかも世界市場の競合の下でその成長可 能性については、多数の経営にとって極めて困 難が多いといわざるをえない。

これらの意味するところは企業が、資本、人 的資源、経営ノウハウなど、「企業」たる条件を 備えず、これら企業の将来は多くの危機を備え ており、しかも中小企業にとどまらず、これま での経済発展が「企業」発展のインフラストラ クチュアを備えていないことである。

そのうえで改めて「民営化」や、「再民営化」 の結果となっている「企業」とその役割とは何 か。とくに日本のいわゆる巨大化企業をふくめ て、世界史的に「企業」の再評価をしなければ ならないように思うのである。それを既知のも のと考えていくなら、東欧の歴史の転換の大き さを見失う可能性とともに、日本の労働運動を 改革する世界史的経験をも正しく引き継げない かもしれないのである。

(常任理事・日本大学教授)

家内労働運動と労働組合の役割

-二つの家内労働問題国際会議に出席して-

世界各地でふえる家内労働者

この半年余の間に二つの家内労働問題国際会 議―ジュネーヴ会議とマニラ会議に出席して きた。それほど今、世界中で家内労働者が急増 し、どの国でもホットな現象として社会問題化 しており、その対策に腐心している。

そう述べると、「否それは違う。わが国では家 内労働者の存在は先細り傾向にあり、ここ15年 来200万人余から100万人弱へと半減したと先ご ろも労働省が公表していたではないか」と反論 されよう(1974年・204万人、1990年・95万 人)。

しかし、これは家内労働法にいう法定家内労 働者(製造業の下請け賃加工のみ)の数であっ て、すでに国内では製造業が空洞化しつつある のだから当然の成り行きといってよい。その分、 南側の経済建設途上国では大量の家内労働者が 創出され、とりわけ東南アジア諸国では日系を 主力とする多国籍企業のもと日本型の重層下請 構造が再生産されている。

他方、北側先進国ではホーム・テレ・ワーカ ーと称する〈注〉情報機器端末作業に在宅で従 事するハイテク家内労働者が増大している。わ が国でも事情は同じだが、この職種を在宅勤務 とか在宅就労などと別称して、これを(ワープ ロ内職をのぞき)法制上も家内労働法の適用外 として処遇しているからにすぎない。

神尾 京子

<注・ILOはじめ諸外国では、この二つの型を、 Manu—homeworker — マニュ家内労働者、 Home tele-worker — テレ家内労働者と称し、 いずれも家内労働者=ホーム・ワーカーとよん でいる。>

活発なILOの対応と家内労働政策

こうした最近の動向に対応してILOでは、す でに1984年ごろから家内労働問題を議題とする 国際会議の招集を企画していたが、それが昨年 10月、ジュネーヴの本部で開催された。そのさ い採択された方針にもとづいて地域別の国際会 議が二つ、その後サンパウロとマニラで相つい で開催されている。このマニラでは上記のジュ ネーヴ会議に先立って、すでに1988年にもILO 主催のアジア地域セミナーを開催していた。

それらの討議にそなえてILO出版局では調査 資料を2冊これまでに刊行し、また会議の報告 書も、すでに本年6月の総会にむけて公刊され ている。じつは昨年のジュネーヴ会議のさい本 年の第78総会で家内労働問題を正式議題として は…との提案があったが、これは見送られた。 しかし78総会の第1議題を「必要悪としてのイ ンフォーマル・セクター」として、この中で零 細自営層と家内労働者を上限とする低収入稼得 層の問題点・矛盾点が報告されている。

ごきのジュネーヴ会議の招集を決定した昨年の第77総会でも「自営業の改善促進策」を第7

— 48 —

議題として一般討議にかけ、この中でも零細自 営層・家内労働者の対策を論議していた。いか にILOが焦眉の課題として集中的に精力を傾注 しているか、その端的な表われといえよう。

国際的に高まる家内労働運動と各国の取組み

このようなILOの熱意の背景には、単に世界 的な家内労働人口の増大という客観的な事実ば かりでなく、そうした変化に敏感な対応を示し てきた欧米の労働組合の、とりわけEC諸国の労 働組合ナショナル・センターの動きがあった。 まず英国では1984年に家内労働グループ全国合 同会議を開催して家内労働者「憲章」を採択し、 これを承けて翌85年には英国労働組合会議 (TUC)が自らの家内労働問題「基本方針」を 発表した。

また同85年にはオランダ労働組合総連合 (FNV)も家内労働「基本計画」を決定、婦人 局のもとに家内労働者「支援センター」を設置 した。そしてアムステルダムのほか他の地方都 市ふくめ計3市に支援センターをおき、これに 専従職員を常駐させて相談活動を中心に組織化 に努力している、という。

それと同様に英国でも既存の地域ロー・ペ イ・ユニット中、4市のユニット(全国ユニッ トはバーミンガム)に、それぞれ家内労働者「駆 け込みセンター」を併設、内職グループも組織 している。かつフリー・ダイヤルの「内職110番」 も常設して無料電話相談に数ヵ国語で応じてい る、といわれる。

なおインドでは自営労働婦人の会(SEWA・ 全国に17センターある)、フィリピンでは家内労 働者「全国ネットワーク」(パタマバ)が、いず れも婦人団体を基盤にILOの資金援助をえて活 動している。このパタマバは、1989年、前回の マニラ会議の翌年に開催されたフィリピン農村 婦人家内労働者全国政策会議で採択した家内労 働者「憲章」にもとづいて結成された。

家内労働者の組織化と労働組合の役割

さて政労使三者構成のジュネーヴ会議とは異 なり本年5月のマニラ会議では、その主要参加 国一フィリピン・インドネシア・タイ3国の代 表団による組織づくり問題の討議が白熱した。 さらにILO(本部)・英国(TUC)・オランダ

(FNV)・日本(筆者)・インド(SEWA)から 5人の女性が招かれ、それぞれ各国における組 織化の経験を報告し、いずれも多大の示唆を供 した。

わが国からは成功例として京都と横浜の内職 友の会の活動を紹介したが、すでにILOバンコ ク支局から来信があり友の会を見学に訪日した いとの反応をえている。これらのゲスト発言に 共通する原則は、すべて家内労働者組織は地域 を単位とした小グループとすべきこと。したが って地域ごとに数多く内職グループを組織し、 その活動費や運営基金は地方自治体が支出すべ きこと等であった。

また英国「憲章」などには特徴的な条項とし て①家内労働運動に反人種差別・反男女差別が 不可欠であること、②これまで家内労働者の組 織化とは即「組合」化であり、家内労働者組合 の結成であるとしてきたが、既存の労組への加 入も認めること等々がある。

タテ型とヨコ型―

「企業別」組合か「地域別」組織か

そして日本からは各地の内職友の会の特徴点 として、①単一業者(企業)に属する内職者だ けのグループではなく、②一定の地域内に居住 して、かつ複数の業者(企業)から各自それぞ れに仕事を請けている多業種の内職者の集合体

であること、③現在すでに就業中の人も求職者 も失業者も、すべて加入できる地域組織である こと、の3点をあげた。

その事業内容としては共同受注・技能指導・ 共済活動を主に8項目を紹介。個人間契約を禁 じ、すべて団体協約とすること。そして集団交 渉で工賃額や契約条件をきめ、これを会が一括 勘定で処理すること等を強調した。

かつて総評が毎年「内職大会」(1965~79)を 主催していたころ、ここでは同一企業(業者) 下の現役内職者のみのグループづくりを想定し、 かつ賃上げ一本やりの団交を指導。賃上げ成功 一全員クビ――グループ解散という自滅コー スを再三くりかえした。

そこには家内労働者本来の要求を無視した思 い上がりと、ぬきがたい企業内組合の発想と、 ただ低工賃の底上げのみが自らの利害との唯一 の接点である、と信じて疑わない独善性があっ た。しかし組織労働者主導の独善と迷蒙も、す でに先進諸外国では克服されつつある。その共 闘方向を手さぐりしながら、ともに苦闘する労 働組合の誠実な姿勢と努力を学んだのも、この 二つの国際会議の席上であった。

(家内労働研究会会員)

会社のやりたい放題 …だから「組合をつくりたい」

各地方の「未組織はがきアンケート」から

労働組合は、「あった方がよい」(未組織)「も っと強い方がよい」(未加盟)――。こんな特徴 を示す調査結果がまとまった。全労連が呼びか けた「未組織・はがきアンケート」の第3次・ 最終集計の結果、明らかになったものである。

この活動は、昨年末から1、2月にかけて、 3,500万人といわれる未組織労働者のくらしや 労働実態をつかみ、放置されている労働者やパ ートさんの組織化をめざしてとりくまれたもの である。今年は、北海道、岩手、宮城、福島、 千葉、愛知、兵庫、山口、愛媛、鹿児島の10地 方で実施され、計23万枚のアンケート付きチラ シを配付、うち2,651人から返事が送られてき た。全労連が集計したのは9地方、2,084人分 で、主な特徴はつぎのようなものである。

中島 康浩

月にあと6.3万円必要

生活実感について(図1)は、「やや苦しい」 「かなり苦しい」と思っている人が56.1%で過 半数を超えた。しかし、42万人を集約した全労 連組合員対象の同調査に比べ、5.3ポイントも少 なく、その分「ゆとりもないが苦しくもない」 が多くなっている。この傾向について、一般的 には未組織労働者の方が、低賃金、長時間労働、 無権利が常態化しており、「苦しい実態に慣らさ れているから、いまさら苦しいとは思わないの ではないか」との見方が有力である。 家計のやりくり(2つ選択)では、1位が「衣 料品」49.2%、2位が「レジャー・娯楽」46.0 %で、やりくりの2大品目になっている。以下、

-50 -

3位が「耐久消費財・家具」28.3%、4位「小 遣い」22.0%、5位「住宅改善」21.9%とつづ く。この順位は、全労連組合員調査と同じであ った。

月にあと必要な収入額については、1 位の「5 万円」が37.5%、2 位の「10万円以上」が26.0 %と2 つの大きな山がみられ、平均では63,335 円となった。質問の内容は違うが、全労連組合 員調査の平均賃上げ要求額は「3 万円」と「5 万円」に大きな山があり42,490円である。

「健康に不安」が85%も

1カ月の残業時間は、「10時間未満」(残業な しを含む)の44.3%を筆頭に、「10時間以上」13. 9%から「100時間以上」1.2%まで順次低減して いるが、パートやアルバイトの人の残業があま り見られないことから、本工・正社員の残業時 間が長いことがわかる。30時間以上の合計は17. 6%で、全労連組合員調査を1.3ポイント上回っ た。

残業代の支払いについては、「全額支払われて いる」人が57.9%と過半数を占めた。しかし、 「すべてただ働き」が10.7%もおり、「一定額以 上は未払い」が11.8%、「払われたり払われなか ったり」が7.2%など、計29.7%の人がまともに 残業代を受け取っていない実態が明らかになっ た。

長時間過密労働のなか、健康不安について(図 2)は、「非常に感じている」人が25.7%、「時々 感じる」人が58.8%と、計84.5%の人が不安を 訴えている。

労働組合がほしい

以上のような実態のもとで、「労働組合につい てどう思っていますか」の問いに(図3)、未組 織労働者では「つくりたい」と答えた人が15.2 %、「あった方がよい」が55.1%で、計70.3%の 人が労働組合の必要性を感じている。「なくても よい」と答えた人はわずか7.9%である。約4割 の人が会社名や住所、氏名を記入しており、「早 急に資料を送って下さい。電話でもお願いしま す」(愛知)というように具体的な援助を求める 人もあった。

また、「連合」傘下や中立で全労連未加盟の組 合員では、「もっと強い方がよい」と思っている 人が77.3%と圧倒的多数を占めている。

ギッシリ、切迫した訴え

はがきの「自由欄」には、切迫した *声″ が つづられていた。

「パートにも有給休暇がほしい」(愛媛・30代・ 女性)、「定員削減で人が減らされたうえに業務 量が増大し、毎日残業で病気になるのでは」(兵 庫・30代・男性)「社会保険をかけてほしい」(北 海道・男性」、「退職金がないので、働きつづけ ることに不安」(宮城・性別不明)など、無権利 の状態を告白している。

「日給月給制、休みの多い月は10万円ちょっ と」(岩手・50代・男性)とか「残業は自己申告 制になっており、実際の残業をやってもつけな い人が大部分のため、ほとんどただ働きと同じ である」(愛知・40代・男性)など、「給料が安い」 「残業代がつかない」という訴えは各地方に共 通して見られた。「課税限度額150万円以上に速、 実現していただくように!」(愛知・40代・女性) とのパートさんの要求には切実さがにじんでい る。

たたかう労働組合に期待する意見が多いなか、 「組合の方は、未組織労働者の組織化に努力(仲 間づくりも)すべきである。自分以外の労働者 の向上をどうとらえ、考えているのか、反省す べきである」(千葉・パート・男性)ときびしい

-51 -

指摘もあった。

追記・ この調査結果は、中間集計の段階で、 全労連の組織拡大強化交流集会(2月)などで 報告されるとともに、4~5月の「組織拡大・ 強化月間」のなかで生きた素材として活用され、 ひきつづき組織拡大にいかされている。

(全労連・調査政策局)

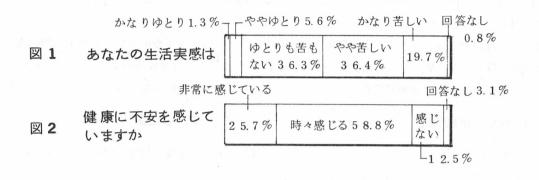
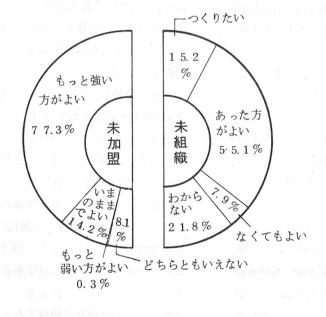


図3 労働組合についてどう思っていますか



-52 -